

取締役の「重要な兼職」の判断基準

取締役が以下のいずれかに該当した場合、「重要な兼職」に該当するものとして、株主総会招集通知の事業報告に記載する。

1. 兼職先が上場会社またはそれに準ずる規模・知名度・社会的重要性を有している株式会社であり、当該取締役が兼職先での役員である。
2. 兼職先が株式会社以外の法人である場合および 1. に該当しない非上場の株式会社である場合で、当該取締役が兼職先の代表者である(原則)。
3. 当社グループと当社グループ外の兼職先の間、1,000 万円超の取引または 500 万円超の寄付がある(原則)。
4. 当該兼職が拘束時間・繁忙度合い等の観点から、当社の社外取締役としての職務執行に影響を与えうるものである(本職等)(兼職先が法人でない場合を含む)。

以上